

会員制急速充電サービス 『チャデモチャージ』の活動報告

2014年12月18日
合同会社充電網整備推進機構

1. チャデモチャージ誕生の背景

2010年当時、電気自動車の給電インフラとして重要な役割を担う急速充電器（充電器）は、行政からの補助金などを活用し、各企業や団体がコストを負担する形で設置されてきました。

一方、電気自動車の利用者（EVユーザー）が費用を負担して急速充電サービスを楽しむ考え方が一般化していないこと、単独の充電器所有者がEVユーザーに充電サービスを提供することで対価を得るサービスモデルの成立性が困難であることから、充電器設置者の経済的負担を軽減する仕組みがなく、設置が思うように進まなくなる可能性があることが課題となっていました。

- チャデモチャージは、80を超える多数の関係者が参加するチャデモ協議会整備部会のWG活動から誕生。異業種間、同業種間での協調を志向し、労務負担、投資負担の意志を持つ中核メンバーが当社を設立。
- 複数の充電器所有者が共同で、会員組織化したEVユーザーに充電サービスを提供し、会員から会費を得るサービスモデルにより、充電インフラの持続とEVの良好な走行環境構築に尽力して参りました。

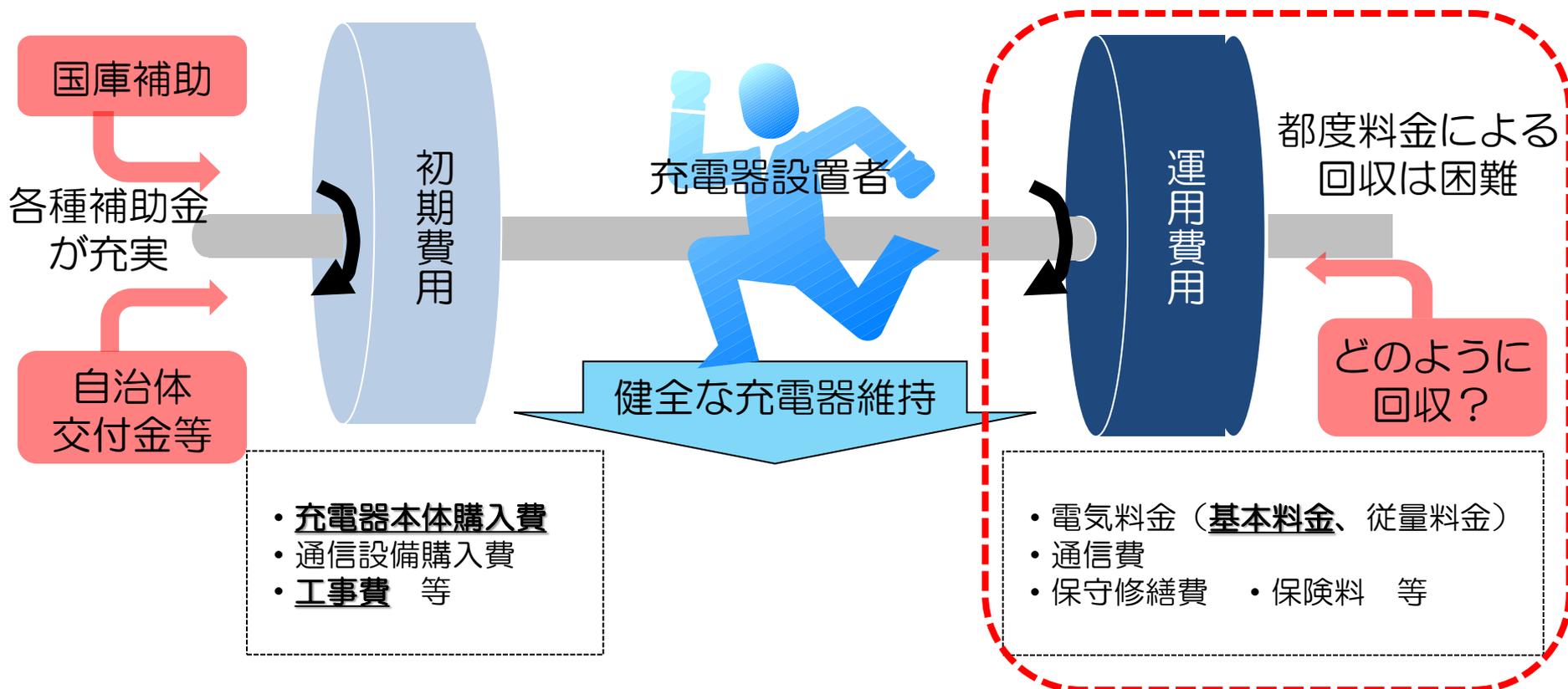
会社名	合同会社 充電網整備推進機構
住所	〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
設立日	2011年12月13日
資本金	11百万円
社員構成	株式会社アルバック・兼松株式会社・株式会社関電工 鈴与商事株式会社・中部電力株式会社 トヨタ自動車株式会社・株式会社日本政策投資銀行 本田技研工業株式会社・三菱自動車工業株式会社
代表社員職務執行者	大塚 和則（中部電力株式会社）
主な事業内容	・電気自動車向け急速充電サービス ・充電器設置に関するコンサルト

沿革	
2010年10月	チャデモ協議会整備部会に 会員制ビジネスモデルWG発足
2011年12月	9社で会社設立
2012年 4月	無料実証実験開始 (関西エリア限定)
2012年10月	有料実証実験開始(全国) 3年間の実証期間開始

※本資料では、EV・PHEV等電動車両ユーザーを総称してEVユーザーと表記します

2. 事業目的 ～自立した急速充電器の普及を目指して～

- 初期費用は充実した支援がある一方、運用費用の回収方法がカギ
- ガソリン車や燃料電池車と異なり電動車両は自宅での充電が可能であることから、充電サービスが有料になった場合、利用が見込めなくなる可能性が高い
- 利用回数が見込めないなか、固定費を「誰」から「どのように」回収できるかが課題



※太字は、設置者が特に負担を強いられるコスト

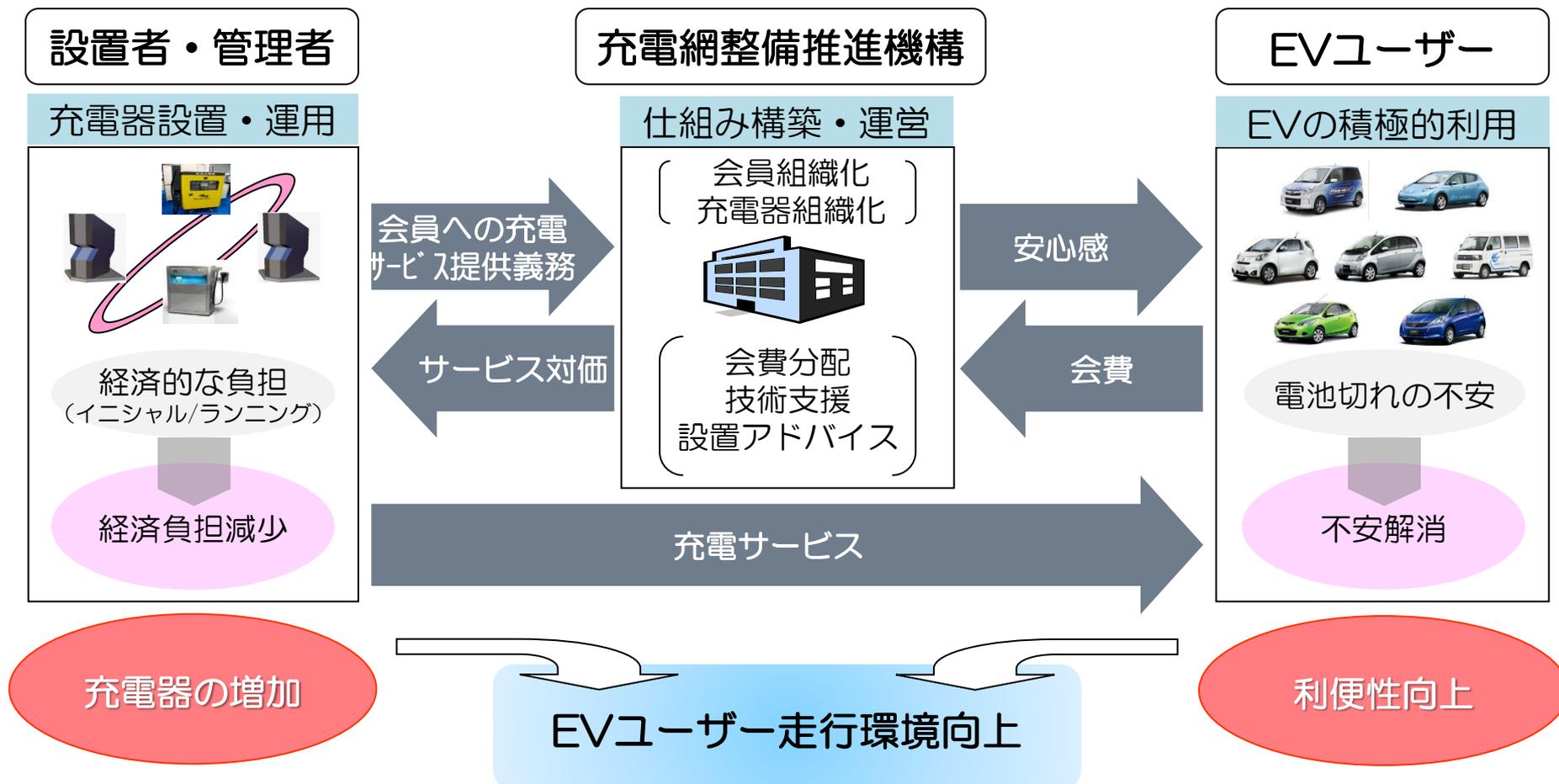
3. 急速充電器の存在価値に着目

- ・急速充電器には使用価値のみならず存在自体に価値がある
- ・急速充電器の存在により、EVユーザーは安心感をもって走行が可能
- ・急速充電器の維持運用費用は、「存在価値」提供への対価として「EVユーザー」に負担いただける可能性あり



4. 会員制急速充電サービスの仕組み

- 急速充電器のネットワーク化により面的な安心価値を創造
- EVユーザーへの面的安心価値の提供対価を、ネットワークを構成する各QC設置者へ還元する仕組みを構築
- EVユーザーの利便性向上と急速充電器の維持運用費負担を軽減できるモデル



5. 実証試験のステップ

- 会員制充電サービスの仮説を検証するための実証実験を実施
- 大阪府において先行していた「おおさか充電インフラネットワーク」を母体を実施した無料実験を経て、会員制充電サービスの実証実験を3年間を目処に開始

期間	2012年4月 ～10月	2012年10月より 3年間程度	4年目以降
フェーズ	無料実験	課金実験	事業化
目的	課金実験フェーズ への呼び水	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 充電器利用者に対する課金 ▶ 充電器設置者への対価提供 ▶ サービスモデル有効性検証 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2015年3月末 サービス終了</div> 本格展開
実施事業体	合同会社	合同会社	株式会社
サービスエリア	関西広域+ α	主要都市圏+ α →全国	全国

6. 会費

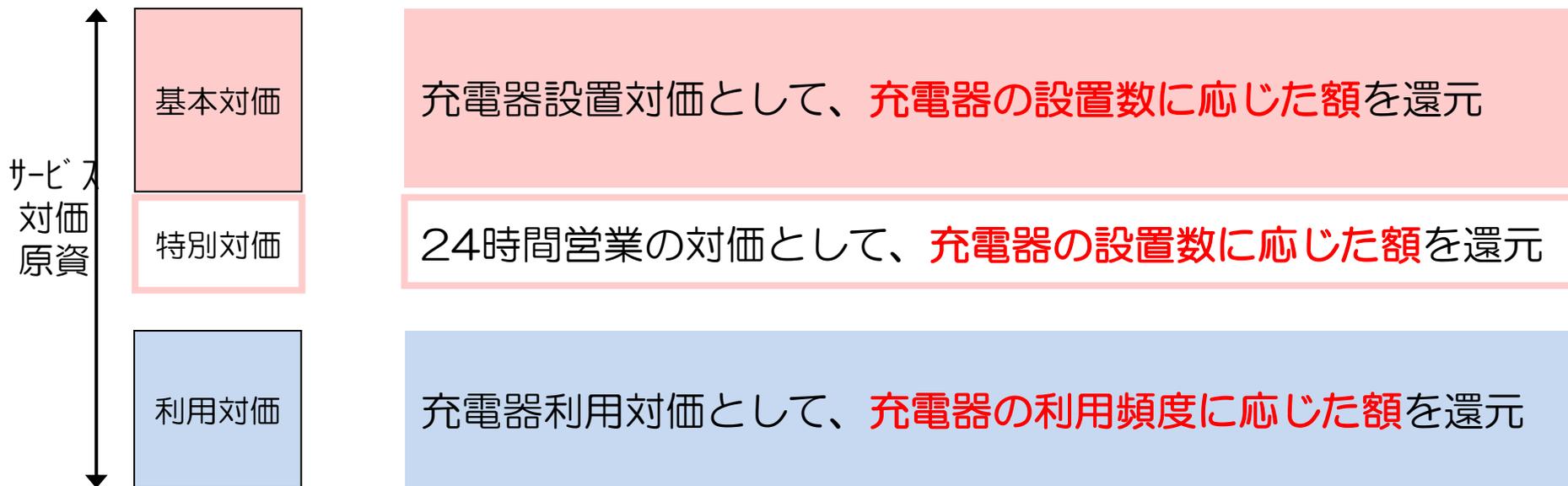
- 2部料金制を導入。
- 標準の月額料金3,000円を法人会員料金に、走行量の少ない個人会員は月額1,000円と設定
- 会員にはチャデモチャージカードを会員証として発行
- 充電サービスの他、緊急時レッカーサービスや提携サービスなどを付加

フェーズ	実証事業（2012年10月から3年間）			
サービス概要	▶ 2部料金制 ▶ 従量料金は当面無料 ▶ 緊急時レッカーサービス、提携企業による優待サービス			
会費 (税抜)	属性	初期登録料 (/台)	基本料金 (月/台)	従量料金 (/回)
	個人	1,500円	1,000円	無料
	法人		3,000円	無料
	タクシー		3,000円	無料



7. 充電器設置者へのサービス対価

- 充電器設置者に支払うサービス対価は、EVユーザー会員からの会費が原資
- サービス対価は、3部制（基本対価、特別対価、利用対価）
- 会員数の増加に合わせて、サービス対価の原資増額を狙う



8. チャデモチャージのネットワークを構成する充電器

- 加盟充電器は、各企業・団体が設置している一般開放可能な既設の急速充電器
- 急速充電器の仕様は問わず、既存の設置運用形態での参画が可能
- 参画に際しての加盟料などは一切不要



チャデモ
チャージ
充電器の
目印！



【首都高速平和島PA（東京都）】
認証機内蔵型



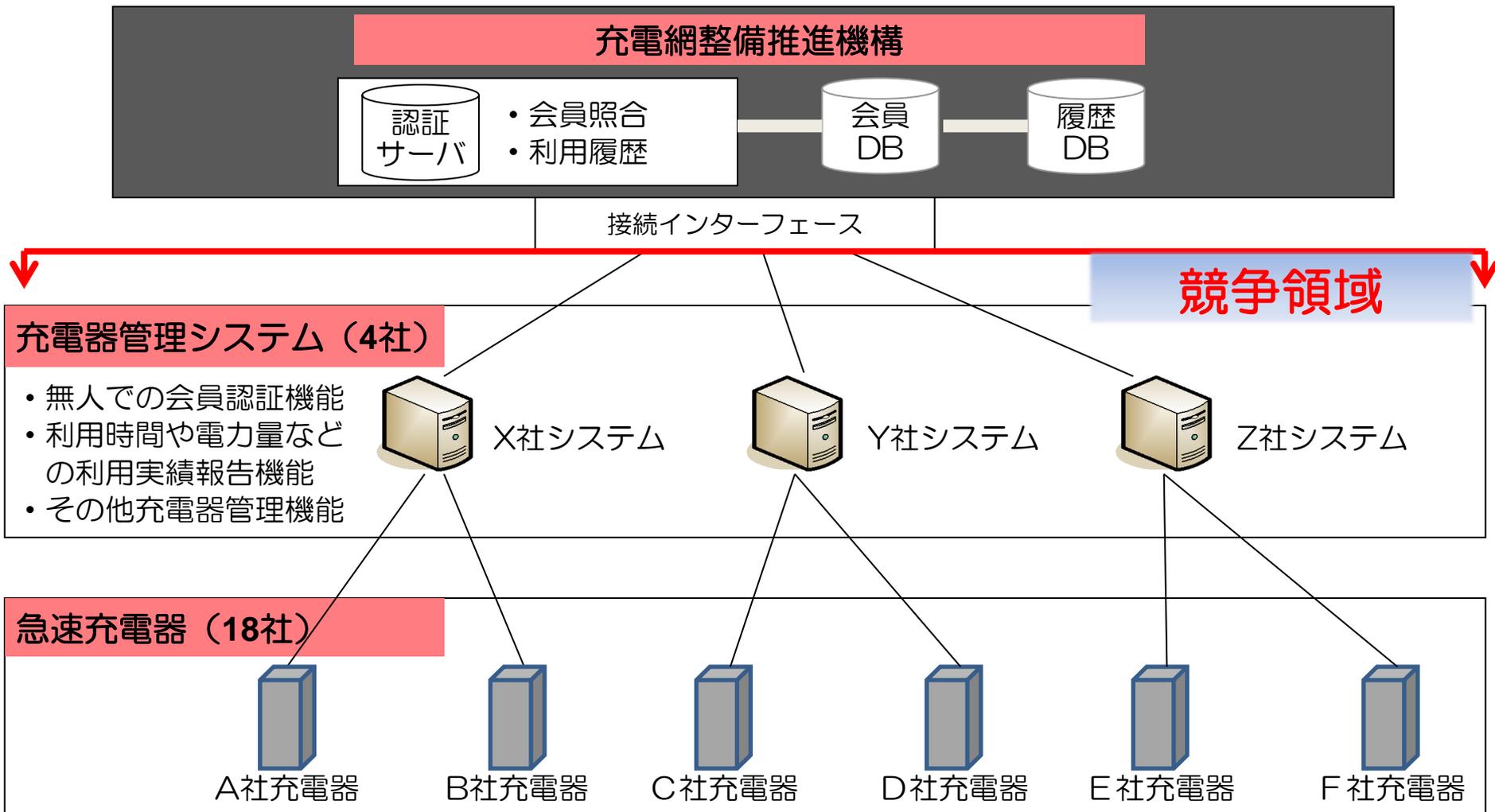
【デンソーセールス（大阪府）】
認証機外置き型



【萩市役所（山口県）】
認証機なし

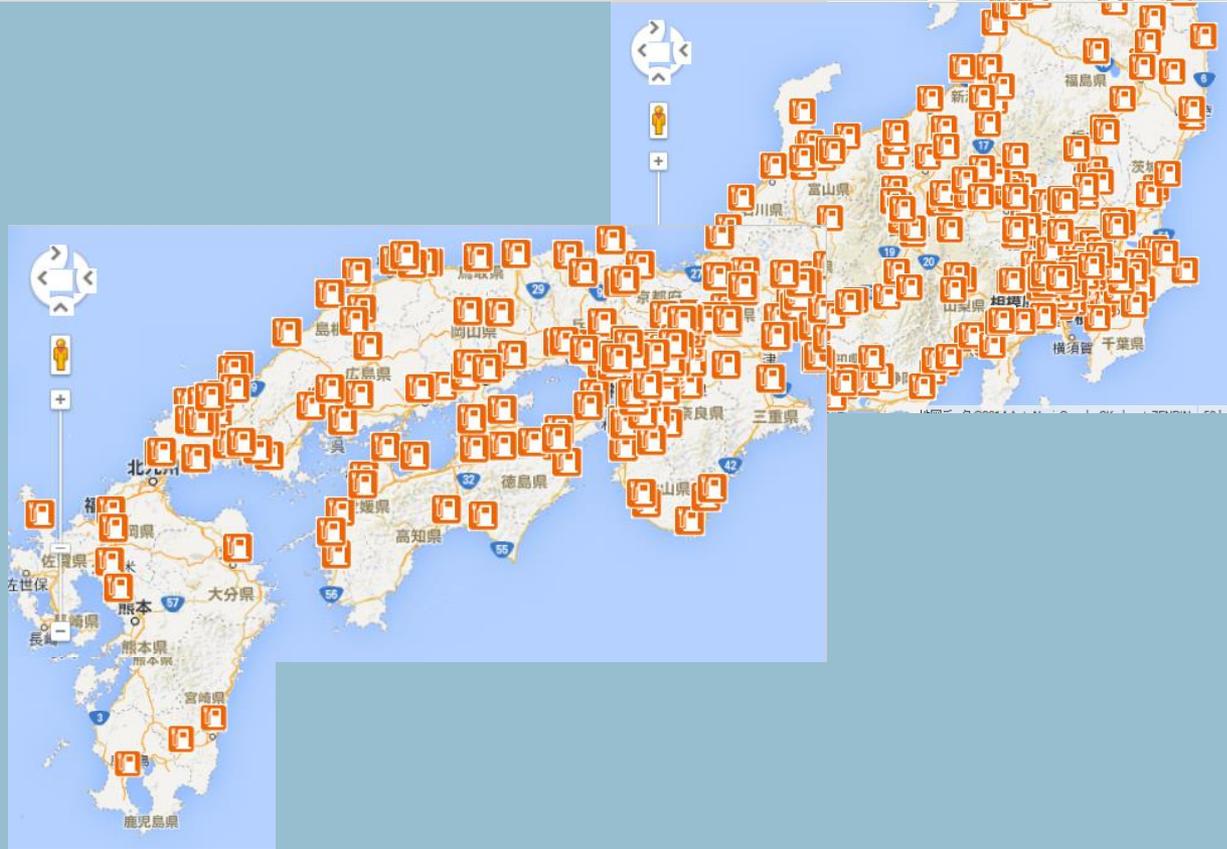
9. 全体システムにおける協調領域と競争領域の仕分け

チャデモチャージの役割は、充電器の遠隔管理機能を提供するシステム事業者間や充電器メーカー間での競争を阻害しないよう、競争領域から分離



10. 活動結果 ～チャデモチャージカードで利用可能な充電器の広がり～

- 約2年で全国536基のネットワークに拡大（2014年10月末現在）
- 高速道路のPA/SAの急速充電器も利用可能
（NEXCO中,首都高,阪神高速など）



地域	基数
北海道・東北	64
関東	119
中部	143
近畿	134
中国・四国	67
九州・沖縄	9
合計	536

1. 急速充電器の全国ネットワーク化により、EVユーザーの会員が面的に増えていく
2. EVユーザーはチャデモチャージの会員になることで、走行時の電欠不安を軽減できる
3. 充電器設置者はチャデモチャージに加盟することで、維持運用費を負担軽減できる
4. 会員制サービスとして事業運営の維持が可能



- 日本初の全国規模による充電サービスネットワークを構築し、着実に拡大
- 加盟店（充電器設置者）からは概ねチャデモチャージの仕組みについて受け入れられたものの、設置者が持続的に充電器を維持するためにはサービス対価の増額や故障時の対応や費用面のサポートが望まれている
- 料金制度は2部料金を採用し、暫定的に従量料金を無料とする運用をしているが、事業継続の観点からは料金制度に関して改善が必要
- チャデモチャージの事業モデルにおいては会員数と充電インフラの釣り合いが重要。EVユーザー（会員）と充電器設置者（加盟者）は「鶏と卵」の関係ではなく、両者がバランスよく増えて持続成長するサービスを提供することが大事

